

(2) 家庭・地域の取り組み

- 「家（や）～なれ～運動」の推進による基本的生活習慣の確立
 - ・「早寝・早起き・朝ごはん」の徹底
 - ・親子ふれあい体操の推進
 - ・家庭における読書活動の推進
 - ・家庭学習の習慣化の推進
 - ・あいさつや家庭内ルールづくり
 - ・体験活動の充実 など
- 地域ボランティア等による学校の教育活動の支援
- 地域活動の活性化（子ども会・地域行事への参加など）



①家庭においては、幼児児童生徒の基本的な生活習慣を形成するために、「早寝・早起き・朝ごはん・団らん」（幼稚園は「親子ふれあい体操」）を推進する。

②各家庭は、「帰宅時刻」「家庭学習の時間」「ノーテレビタイム」の推進を行う。

③地域・公民館においては「帰宅の声かけ運動」や「GO家（ゴーヤ）運動」など声かけ運動を図る。

④右図の「我が家の携帯・スマホ等ルール10ヶ条」を守り、携帯電話やスマートフォン・インターネット等は家庭における約束事を決めて使用し、家族の団らん、家庭学習の時間を確保する。



我が家の携帯・スマホ等ルール10ヶ条

■子どもの努力義務

- 1 携帯電話やスマートフォン等の使用時間は午後9時までとします。
- 2 学習、食事中などは使用しません。
- 3 人の悪口や嫌がることは絶対に書きません。送られません。
- 4 人の写真や個人に関することは相手（他人）に勝手に送られません。教えません。
- 5 有料サイト利用時は保護者の許可を取ります。
- 6 有害サイトは検索しません。

スマホなどは大変便利な一方、使い方間違えると危険で、依存のリスクもあります。でも、ルールに守られるのはイヤ、と思っているあなたへ。
携帯・スマホ等ルールは、あなたを守るためにあります！

■保護者の責務

- 7 午後9時以降は保護者が預かります。
- 8 購入時（契約）にフィルタリング機能を利用します。
- 9 家族で携帯電話やスマートフォン等の使用方法について話し合います。
- 10 携帯電話の暗証番号・ID・パスワードは管理します。
※使用する子どもに対し、契約者としての監督責任者は保護者であることを明確に示すため

この10ヶ条は、石港市PTA 委員会・石港市小中学校委員会・石港市教育委員会の3者が連携し、関係者を交えた話し合いを通して作りました。